

(別紙)

意見交換

※ 委員長は□，委員は○，事務担当者は△で表示する。

□ それでは，本日のテーマについて意見交換を行いたいと思います。

○ ガイダンスは，きめ細かな内容のビデオとなっており，素晴らしいと思います。このガイダンスを受けた後のそれぞれのの方のフォローはどのような形でなされているのでしょうか。アンケートを取った後のフィードバックはどうしているのでしょうか。

△ 今御質問いただいた点は，意見交換をお願いしたい事項の3につながるころでもあります。現状においては，受講者の感想や意見をアンケートに記入していただいています。ただし，プログラムの改善を目的とした無記名のアンケートであり，個別の受け止めを把握するためのものにはなっていません。調停期日において，調停委員が受講者に感想を尋ねています。

○ レジюмеの中の2ページの親ガイダンスの方法，集団ガイダンスの6行目に，「第1回調停期日の通知と共にガイダンス案内文書を送付して当事者が都合の良い回を電話で予約する。」とあります。受講率を高めるための方策について，案内文書「お母さん用」，「お父さん用」の上に，「原則としてお子さんのいる方々には，（できるだけ第1回調停期日まで）ご参加いただくことにしています。実施日時のうちご都合の良い回を，お知らせください。」という表現になっています。この文脈文言からすると，制度的に大阪家庭裁判所の方で受講率30.9%ということですが，この表現で30.9%ということは，強制的な制度と理解してよいのかどうか。それとも任意で，受講するしないは受け取る側の捉え方であれば，例えば，「必須です」，「必修項目になります」などの文言を入れることによって，もう少し受講率

が上がるのではないのでしょうか。この辺り、法的なところはどのようになっているのでしょうか。

△ 任意という位置付けです。

○ 飽くまで任意なものですので、この表現が限度かなと思っています。ただ調停に入る前に見ていただくと、そのお子さんの視点も含めた意見が出て、ものすごくスムーズに調停が進むので、家裁としては是非受けてほしいものです。任意ですので、これ以上の表現はできないですが、更に受けていただくためにはどうすればよいのでしょうか。お知恵をお借りしたいと思えます。

□ もっと良い表現はないのでしょうか。アドバイスをいただければ、また検討したいと思うのですが。

○ ガイダンスは1回目までに受けておけば、調停での親の意識が全然違ってきます。また、調停で子どものために何を決めるかをきっちり説明してくれているので、本当に助かります。受講率が増えて30%とは驚きました。もっと多いと思っていました。調停委員の立場として、ガイダンスを受けたかどうかは記録を見ればすぐわかるので、受けていない方には積極的に受けてくださいと伝えています。調査官にも、調停で更に積極的に受講をご提案いただけたらと思います。

○ 最初の委員の質問の意図は、このビデオを見ることによる効果、効果測定を聞かれたのではないのでしょうか。要するにガイダンスを受けた人は、調停の回数が減る、時間が減るなどの効果なんですよ。そういう相関関係があるかどうかの検証がされたのでしょうか。

△ 相関・因果関係があるようなデータは把握していませんが、傾向として、夫婦関係調整調停（離婚調停）全体の調停成立率と比べて、ガイダンスを受講した方の調停成立率は10ポイント程高いというデータがあります。ただ、調停成立率も重要な指標の一つですが、受講した結果、どのような行動が調

停で表れ、どのように調停で進んでいくのかを捉えることが必要であり、課題と感じています。

- これに出ることによって、自分にとってどんな良いことがあるのか、あるいは子どもにとってどんな良いことがあるかを具体的に伝えることが、出てみようかという行動を促すと思います。それと相関関係のあるエビデンスがはっきりないとおっしゃいましたが、「受けたことでスムーズに進んだ、良い気付きが得られた」という体験者の言葉やそれを見守ってきた調停委員の方の言葉を紹介することはできるのではないかと思います。はっきりとした数字のエビデンスを示さなくても、読んだら・話を聞いたら、自分にとって、出掛けて行くだけの意味が十分にあるのだなと思わせる。そうすれば、人は来るのではないかと思います。あと実施日時のところは、平日のみの開催なんでしょうか。

△ 平日のみ開催しています。

- 仕事柄行けない人、多くの人が行けないということがあるのであれば、夜間や土曜日、裁判所の人働き方も関係してくるでしょうが、参加しやすい時間、曜日であれば数字としての参加率も自ずと高まるのではないかと個人的には思います。

□ 土日も夜間もという話は調停本体の事件も含めて検討課題ではあるのですが、伝え方について、どのような工夫が考えられますでしょうか。

- 案内文書だけなのでしょうか。実際に体験された方や調停委員から体験を紙に記載するのは限りがあるので、詳しいガイダンスの中身についてはインターネットとか大阪家裁のウェブページ中にそのページを設けて体験談に誘導し、そこで実際にかなり具体的に書き込めると思うので、上手くサイトをスマートフォンで見られるようにすれば、具体的にイメージが出来て、親ガイダンスに行くと思えるような形で理解ができるのではないのでしょうか。

- この案内文書に受講者の声など差支えのない範囲で、記載するのもよいか

もしれませんね。

□ 他に何か、ございませんでしょうか。

○ 代理人の立場として、依頼者から「こういう案内があったんだけど」と相談があれば、「できるだけ行ってください。」と伝えています。参加した人の感想を聞くと、気が付くことが多かったと涙ぐむ人もいます。受け入れることができる方にとってはとても内容が良いとの感想があります。

9月に内容を変えられたと思うのですが、案内文書にしてもどういうことがあるのかを具体的に書かれた点も変わっていると思います。けれども時間について1時間半と結構長いですよ。当事者にすれば調停に行くだけでも仕事を休まないといけないので、すごい負担だと言うんですよ。その上に調停以外に1時間半出ないといけない。しかも平日の午前10時か午後1時半がメインだということで、それはなかなか難しいと思います。例えば、午前10時前にするとか、調停の前の時間にするとか、受講時間を90分以外に60分にするというのもあると思うのですが、他庁でのお話を聞いていると、60分位が多いんですね。調査官が直接話を行っているのは大阪家裁だけではないでしょうか。非常に珍しいってことを日弁連で話すと、すごいですねって言われるんです。直接説明を聞くのはDVDを見るだけよりもいいと思うんです。そういう意味では内容的にもすごく充実しているんで、90分欲しいなと思うんですが、長いと思う人がいます。時間帯とやっている時間、その辺りの工夫をしていただけると。技術的に可能であれば、家でパスワードなど入れて視聴ができるようなものを検討していただきたいと思います。

△ DVDは基本説明編20分と、年代別編25分ですが、今はいずれも裁判所ウェブサイトで視聴することができます。年代別編は家などで視聴していただいて構わないこととし、基本説明編は、講義と関連が強いので、ガイダンスの場で皆さんに視聴していただくという位置付けにしています。調査官の講義は40分ですので、ウェブサイトでの視聴と組み合わせて60分より

短いプログラムを工夫できないか、考えてみたいと思います。

- 受講率の関係では何か御意見ございますでしょうか。
- 申込自体も平日で電話のみでしょうか。せめてメールだとかネットで申し込むことはできないでしょうか。働いているとその時間帯に時間を作って電話することはハードルが高いので、もう少し簡単に申込みができればと思います。
- △ 平成28年の家裁委員会においても同様の御意見をいただいたと聞いています。インターネットやメールについては、裁判所の情報セキュリティの取決めにおいて、外部の一般の方とのインターネットやメールでのやり取りが原則禁止されていることから、難しいところがあります。
- この集団ガイダンスの最大の障害は、知っている人に会うのはイヤだなっ
てことです。お名前はお呼びしませんからと一生懸命書いてらっしゃいます。
行ってみたら、会社の同僚とかと会う可能性が確率論的にはある訳です。一
対一で行ってくれるなら行きます。でも集団なら誰と会うかわからない。一
番のポイントは知られたくないってことが集団ガイダンスに来たくない理由
ではないでしょうか。私はそう思います。
- △ 可能性はあると思います。ただ、現状において、そうした理由で受講しな
いという方が多いとは聞いていません。
- 調停でも、そのような御意見を伺ったことはまだないです。

- 次に、夫婦でなくて、父と母の立場で協力してほしい、ということを裁判
所からオーダーを出すのですが、それがなかなか伝わらない、何か工夫はな
いでしょうか。
- 裁判所がここまで踏み込んでいるかと驚きました。つまり教育や福祉の領
域も入っている。内容的にこのビデオは、「離婚やめようか」そういう方向
に持っていくビデオかなと思う。親権の問題がある、面会交流の問題がある、

離婚には面倒くさい問題がある。本来の目的は円滑な離婚にあるのではないか。

子どもがいる家の問題行動をみると、離婚後もそうですが、離婚前もそうなんです。子どもは親のケンカを見ているから、このドラマ設定がどこまで目的効果で考えられたのか、かなり無理難題な要求を親にしていないか。福祉領域まで踏み込んでいないか。裁判所がこういうのを作るのは、司法領域としてかなり踏み込んでいるのではないか。至れり尽くせりなのか。

- 家庭裁判所の機能として、司法的機能と福祉的機能の大きな二つの機能があり、家事も少年もこの二つの機能のバランスをどう取るのか。例えば後見事件であれば、かなり福祉的な部分が多く占めています。ですから、この離婚と言う場面では両方の機能をどこでどうバランスを取るのかが課題です。
- この親ガイダンスは、調停を申し立てられた方に見てもらいたいものです。調停が不成立で人事訴訟になるとかなり司法的な側面が強くなるのですが、調停に来られる方は本人同士では解決できなくて第三者に入ってもらいたいと家裁にお見えになる。話し合いでの解決を目指している家裁としては福祉的な機能、後見的な機能もある程度入れて働き掛けをするというのが基本的なスタンスになると思います。
- 親ガイダンスでは、親同士がその後、最低限の子どものために信頼関係を残しておくことが必要だと思います。離婚した後も養育費を支払いますと言いつつ、支払っているのも2割位ですし、面会交流を約束していても4割程度です。納得して合意してないのではないのでしょうか。親同士が対立している、調停の話し合いの中で、親同士が関係を作っておくことが必要と思います。調停初期の段階でやるのは非常に意味があると思います。
- 非常に難しい問題と思っています。結局のところ、じっくりと両親と向き合う時間が必要だと思います。伝え方・説明の工夫のために、この部分を理解するには、人と時間が必要だと思いました。

- 私も非常に難しい問題だと思っています。すごく明快な工夫や解決策は本当に難しい。当事者の方々は当然それぞれ問題があつて家庭裁判所に見えられていると思うんです。全ての方が同じパターンにはなっていないだろうと思っています。当事者のどちらかの方が、割と非倫理的であつたり犯罪に近いという背景があつたりすると、一方が加害者的な、もう一方が被害者的なイメージだと思います。そうではなく愛情がなくなって好きでなくなったので離婚したいとなると、どちらが良い悪いの問題ではないと思います。そうすると話し合いの上でどう進めていくか。どちらがどうでもないという人に理解してもらう仕方と、非倫理的な割と犯罪的な要素を持った方へのアプローチとか説明とか理解してもらう仕方を、少し違う目線でお話をした方が良いのではないのでしょうか。その方が、調停に臨める。解決策ではなく私の感想ですけれども。
- 調停の現場は経験もないので想像も含めてのお話ですが、親ガイダンスとしての効果として、当事者の受け止め方をどうすればよいかという問題設定なのかなと思うのですが。紛争解決の調停がスピーディーになる。調停の内容が社会的にみて妥当な内容になる。そのために、親ガイダンスでこの効果を求めている、という設定でよいのでしょうかね。
- △ 個別にじっくりと話をお聞きして働き掛けることは、調停そのものの中で行われますので、ガイダンスは、その入口の段階で皆さん共通に知っていたきたいこととお話しして、調停にうまくつなげたいと考えているものです。そういう意味では調停のプロセス全体で効果を高めていくものですが、入口におけるガイダンスについても、受講者の方に今よりもう少し考えたり意識したりしていただく工夫ができないか、という問題意識です。
- そうであれば、形式的に数字を上げるだけなら、土日もすればよいし夜もすればよいし回数を増やせばよいし、申込みも必要なく、ふらっと来てもらっても良いんだよとすれば、数字は上げる方策はいくらでもあると思うんで

す。親ガイダンスの効果としてこれが必要だというのではなく、最終的には調停が成立して、当事者が分かってもらえればいいんだとするなら、親ガイダンスでこれだけのものが必要なんだって頑張らなくてもいいんじゃないでしょうか。

- 次に、調停における活用に焦点を当てて意見交換をしたいと思います。
- 親ガイダンスは座学です。受講後、内容がどのくらい心に染みているか、その辺りが調停委員にも何かの形でわかればよいと思います。アンケートももちろんよいですし、その場で、お父さん、お母さんに自分の子どもへのメッセージを書いてもらうのもひとつの方法だと思います。子の置かれた状況を思いやって向き合ってみることが必要ではないかと思います。
- △ 解決策として記載していますが、現在アンケートとしているものを、受講者自身が振り返り、その事案を担当する調停委員会とも共有でき、それを踏まえて調停での働き掛けが行われるようなツールとしていくことを検討する必要があるのではないかと考えています。
- 配布資料4ページの「考えられる原因」に、「調停の中で、反対当事者に対する負の感情が再燃する。」とあるが、これはガイダンスの問題ではなく、事案の性質の問題とその方の性格行動であって、この文言をここに入れるのは適切ではないと思えるんです。つまりガイダンスがどんなに上手くても、相手に対する憎しみがあれば、そっちの方が勝っていますので、ガイダンスの効果は、未成年の子どもを持つ両親が離婚するということで、親としての自覚と責任を伝えることが目的なんだと思います。その時に、愛情、養育、養育費の支払いなど、親としての自覚をどう持たせるか。個別ケースの中で、親としての自覚がどの程度生まれたかの一点ですよね。離婚後どう接するかとは無関係に、掘り返してどうですかと変化だけを問うような方法でこのガイダンスの効果測定をすればよいのではないのでしょうか。

- 調停の第1回前にガイダンスを見ていただき、第1, 2, 3回と回数を重ねていくとガイダンスの効果が薄れていくことはないのでしょうか。
- 最初に親ガイダンスを受けてもらった当事者の方には、こういう意識で今後離婚を考えていけばよいのだなと理解していただいて、その後の調停が進むにしたがって親権の話になればそういう視点で調停委員とお話を伺いますし、財産分与の話、面会交流の話になると、繰り返しになりますが調停委員が説明しているので、薄れることはないのではないのでしょうか。
- 薄れることはないと思います。回を重ねる度、自覚は深まっていきます。養育費は熾烈な戦いとなったりするのですが、子どもの心を育む面会交流については、受講した親ガイダンスの成果も現れ、さらに立会している調査官からのアドバイスもあり、話し合いは更に深まっていくことが多いです。
- それ以外で何か御意見はございませんでしょうか。
- 振り返りツールの導入はいいなと思いました。取り組まれる方の負担感のないような簡単にチェックできるようなもの、更にメッセージが書けるようなツールそのものの工夫があれば良いと思います。また、今あるアンケートを上手くシフトさせることを想定されていると思うのですが、アンケートを無記名でとおっしゃっていて意味のあることですが、逆に記名をすることで裁判所に伝えたいことを明示してもらうこともありではないのでしょうか。お父さんお母さんの負担のないようなものを御検討いただければよいと思います。
- 本日の説明では、自分自身を安定させるための身体のリラックスとして深呼吸やストレッチを挙げているとのことだが、これは非常に良い。つまりはメンタルヘルスの問題ですよね。臨床心理学や精神医学、これを離婚トラブル渦中にある夫婦は、アンガーマネジメントをどうするか。この部分のノウハウはすごく大事なポイントであって、ここの部分が安定すると離婚途中であろうと子どもに対する八つ当たりみたいな部分も出ていく。なるほどと思

いました。相手の夫や妻は憎いけど、子どもは違うんだってという時にどう向き合うか、このリラックス法とかアンガーマネジメントが出てくるのはすばらしい。この辺りをもっと膨らませるともっといいんじゃないかなあと思いました。それから、親ガイダンス受講の効果として重要なことは、親として「どうして離婚したのか」について適切に答えられるか。いわばフラットな形できちっと答えられるか。「お父さんお母さんはあなたを意識しているよ。」と。それが親ガイダンスじゃないかなって思うんです。「子どもが安定して学校生活や思春期を迎えていく大事なポイントになるので」と強調されるのも良いのではないのでしょうか。わたくし、学校教育に関わっていると、離婚途中の子どもが学校でどういう行動を起こすか、離婚後の子どもがどのような行動を起こすか、かなりの場合、いくつか問題行動が見られることがあります。ずっと見ていると実は情緒不安定になっている。この辺りを実際に良く知っているのは、保育園の先生だったり、教育関係者が一番良く知っているのです、そのあたりを聞き取り調査をしながら、ガイダンスに役立てればよいのではないのでしょうか。